

都島区役所保健福祉課（こども教育）における一般事務 に関する業務会計年度任用職員募集要項

1. 募集人数

1 名

2. 業務内容

次の業務に従事する。

- （１）保健福祉課（こども教育）関係の一般事務補助業務（制度案内、申請方法等の説明、問い合わせ対応等）主に保育施設関係業務にかかる補助業務。
- （２）文書整理業務（資料等の点検・整理・編綴・複写・配布作業）
- （３）業務端末における入力、確認等の補助
- （４）その他上記以外で必要と認められる事務の補助

3. 応募資格

- （１） 地方公務員法第十六条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第十六条（抜粋）】

（欠格条項）

- 一．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

上記（１）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4. 任用期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

A 勤務 午前 9 時～午後 3 時 45 分

B 勤務 午前 10 時 45 分～午後 5 時 30 分

※A 勤務もしくは B 勤務のいずれかとなります。ただし、業務の都合により変更される場合があります。

※必要に応じて時間外勤務に従事していただきます。

週 5 日 30 時間（月曜日から金曜日）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市都島区役所保健福祉課（こども教育）都島区役所 2 階

(4) 報酬等

報酬（月額）：176,436 円～196,620 円

※報酬（月額）は採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：7 日 ● 付与期間：12 月 1 日（任用日）～ 3 月 31 日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇／忌引休暇／結婚休暇／産前産後休暇／配偶者分べん休暇 ／育児参加休暇／子の看護等休暇（注）／短期介護休暇（注）／ 災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇／妊娠障害休暇 等 （注）別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

※上記休暇等は、募集時点のものです。採用時には変更されることがあります。

(6) 社会保険

大阪市職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）は可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6. 選考方法

(1) 口述（面接）試験（試験時間 15 分程度）

7. 選考日時及び選考会場

日時：令和 8 年 10 月 26 日（月曜日）午前 9 時 30 分開始（午前 9 時 15 分より受付）

場所：都島区役所 3 階 第 4 会議室

（詳細な時間・場所等は、「受験案内」により通知します。）

8. 申込方法

(1) 提出書類

次の書類等を持参または郵送等で送付してください。

※提出書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

① 都島区役所一般事務会計年度任用職員受験申込書

（本市所定の様式） 1 通

※過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

② 申し立て書（本市所定の様式） 1 通

③ 「受験案内」送付用の定形封筒（長形 3 号） 1 通

※必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付してください。

(2) 受験申込書の受付期間等

① 持参の場合

ア. 令和 8 年 9 月 29 日（火曜日）から 令和 8 年 10 月 16 日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ. 申込書受付場所

〒534-8501 大阪市都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号

都島区役所保健福祉課（こども教育）2 階 23 番窓口

② 郵送の場合

ア. 令和 8 年 10 月 16 日（金曜日）まで（当日必着）

『都島区役所保健福祉課（こども教育）一般事務会計年度任用職員受験申込書
在中』と朱書きした定型封筒（長形 3 号）に入れ、簡易書留や特定記録等の配達
の確認が可能な方法で送付してください。

※送付された場合に発生した事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。

イ. 申込書送付先

上記①イと同じ

（３） 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和 8 年 10 月 23 日（金曜日）午後 1 時までに受験案内が届かない場合は、同日午後 5 時までに下記問い合わせ先へ連絡してください。

9. 合否の通知

合否については、受験者本人あてに通知します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

10. その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報 は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・合否に関するお電話等でのお問い合わせには応じられません。
- ・試験当日は、受験案内に同封の受験票を必ず持参してください。なお、集合時間から 30 分以上遅刻した場合は、受験できません。
- ・受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

11. 問合せ先

都島区役所保健福祉課こども教育担当 担当：吉田・吉持

〒534-8501 大阪市都島区中野町2丁目16番20号 電話：06-6882-9889

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと